

## 下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年9月13日（火曜日）  
午前9時30分～午前10時59分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長  
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員  
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員  
河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員  
原 田 茂 委 員 布 施 文 子 委 員  
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員  
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員  
河 本 芳 久 委 員 下 井 克 己 委 員  
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員  
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員  
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員  
馬屋原 眞 一 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 有 道 典 広 委 員
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査  
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名  
林 繁 美 副 市 長 伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長  
前 野 兼 治 建 設 経 済 部 建 設 課 長 金 子 彰 市 民 福 祉 部 長  
佐々木 郁 夫 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長 石 川 博 之 市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 廃 棄 物 対 策 係 長  
久 保 宏 二 総 務 部 監 理 課 長

午前9時30分開会

委員長（南口彰夫君） おはようございます。それでは只今より下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催いたします。開催にあたりお手元の資料集の中に前回の委員会の確認に基づいて、執行部に対して資料請求を議長を通じて行っています。開いていただいたら、1ページ目が村田市長より秋山議長に対して、資料の提出についてというのがあると思います。それから2ページ目は、1ページ目か実質、が組織図です。それから3ページ目にそれに基づく規則等があります。これなどについて、まず執行部のほうから説明をして頂きたいと思います。どなたがしてですか。はい、前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 資料の説明に入る前にですね、前回竹岡委員さんのほうからご質問がありまして、今回答弁するような形となっておりますので、その点から入ってよろしゅうございますでしょうか。

委員長（南口彰夫君） はい、いいですよ。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 前回の委員会において、竹岡委員から質問がありました。その質問の内容につきましては、契約等において金銭的に整合性がとれてないという指摘がございました。これにつきまして、まず最初にご回答をさせていただきます。先般の資料にいろいろ契約書等付けておりましたが、まず契約の流れについては、市と元請との契約金額が1,029万円でございます。次に出てきます元請と下請2社ですけれども、この契約が次にされております。金額につきましては、有限会社二ツ堂建設が441万円でございます。それともう1社が西日本総合産業株式会社、これが493万5,000円で、2業者の契約金額の合計が934万5,000円であります。その次にですね、今度は元請と収集運搬業者及び処理業者10社ございましたですけども、これは直接委託契約をしております。本来下請2社と運搬業者や処理業者が契約をしていけばよいわけですが、この委託契約につきましては、環境省からの通達が出ております。建設工事等から生ずる廃棄物の適正な処理を行うためにですね、通達が出ております。その通達の内容につきましては、排出事業者つまり元請業者になるわけですけども、建設廃棄物の処理を他に委託する場合、廃棄物処理法に従い収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者とそれぞれ事前にですね委託契約を書面で交わし、つまり元請業者が適正な処理を確保をしなければならないというような通達が出ております。つまり建設

廃物の処理については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者、つまり市からですね直接工事を請け負った元請業者を排出業者として、その処理の責任を負わせることを目的として、委託契約の締結をしているところでございます。こうしたことから、先般の資料に付けております契約書、10社との契約書があったわけですが、実際の収集運搬費用や処分費用の支払いは下請の2社、先程言いました2業者からの契約の合計金額934万5,000円の中からですね10業者に支払われております。ですから実際には元請と市と契約10社がしておりますけども、元請と10業者の委託契約によって、その金銭的なものを支払ったものではございません。従って契約等精査していく中で、当初の元請との契約の1,029万になかなか合わないというか、それを超えてしまうような感じになってしまいますが、実際には2社から支払われたということになっております。このような状況から、金額的にご指摘の整合性がとれてないというものでございます。以上が先般竹岡委員さんから質問がありました件の回答でございます。

続きまして、資料のほうの説明に入らせていただきます。今回の資料提出を求められた事項は4件ございました。まず1件は市の監督職員の選任通知の件についてであります。2件目は元請業者の現場代理人、主任技術者についてであります。3件目は工程表に関するもの。最後4件目は安全管理に関するものの資料提出であります。本日お手元に以上4件に関する資料を提出しておりますので、この資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず1件目の監督職員の選任についてですが、まず資料の1ページにですね市の機構図を付けております。この度の下領北団地第2工区の分別解体に関係しております市の職員と言いますか、これを機構図に表しております。真ん中より下のあたりにですね太い線で囲っております。建設課建築係の体制について、ちょっとご報告いたします。現在、建築係においては、補佐1名、係長が1名、主任1名の3人体制で業務に当たっているところでございます。なお、この監督職員の職務等につきましては、資料4ページをお開き下さい。この資料の4ページにつきましては、工事請負契約書についております約款でございますけども、ここの真ん中あたりに第9条（監督職員）というのが明記されておりました。まず監督職員をおいたときはその氏名を元請業者に通知することになっております。本日の資料の18ページにですね監督職員の選任通知書、これは3月2日に通知しておりますが、この写しを添付しております。それとまた4ページに

戻っていただいておりますね、監督職員には9条の2項の1号から3号にある権限を有しております、いわゆる監督職員の指示や承諾は、原則として書面によって行うことというふうにされております。以上が監督職員の選任についての関係でございます。次に、2件目の元請業者の現場代理人、主任技術者についてですが、これも同じく4ページの約款の第10条（現場代理人及び主任技術者等）ところに内容が明記されております。1項で現場代理人を定めたときは、その氏名とその他必要事項を市に通知するというにまずなっております。2項においても、今度は主任技術者ですけれども、これをおいたときもですね、同じく氏名やその他必要事項を市に通知しなければならないというふうにされております。それで、今回最も重要となつてこようかと思っておりますけれども、3項において現場代理人は契約の履行に関し、工事現場に常駐してと、常駐して運営及び取締りを行わなければならないというふうにここでされておるところであります。その提出された資料につきましては、19ページに現場代理人、主任技術者届、これが3月1日の通知でございますけれども、この写しを添付しております。そのほかですね関係書類として、20ページから23ページの雇用状況の把握といたしまして、健康保険の被保険者証の写しも含めて関連書類として、添付をいたしております。以上が2件目でございます。

次に、3件目の工程表についてですが、これにつきましては、3ページの約款の中に第3条でございますけれども、（工程表）というのがございます。この中では元請業者は契約締結した日から5日以内に工程表を作成して市に提出しなければならないというふうにされていまして、3月1日に工程表が提出を元請業者からされております。この工程表の写しにつきましては、資料の24ページに添付しております。この工程表の中で今回問題になっておりますけれども、仮設工というのがございます。つまり仮囲い設置ということになろうと思っておりますけれども、これが3月の2日から3月4日までとした形での工程表が出されております。そして最後には、工期の3月30日までの全ての工程表が元請業者から提出されたものでございます。

次に、最後4件目の安全管理に関することについてでございますが、資料の25ページからですけれども、元請業者から3月2日付けで提出がございました施工計画書を添付しております。その中の資料の32ページから33ページにかけてでございますが、安全管理についてのいわゆる計画がですね、その前のページの30、31ページの組織図、現場組織図及び施工体系図を含めて、提出を元請業者から提出されて

いるところであります。更に39ページにおいては、今回の問題となっております仮設計画図、つまり仮囲いの設置図がこのようにということで記載がされております。以上4件が今回資料の提出が求められました説明の内容でございます。以上で説明のほう終わらせていただきます。

委員長（南口彰夫君） ありがとうございます。前回の質問の続きがちょっと確認のために、前野課長、その9条の説明の時に、現場代理人は常駐しなければならないという発言をされたのですかね。

建設経済部建設課長（前野兼治君） いえ前回は、前回ですか。

委員長（南口彰夫君） いいや今回。

建設経済部建設課長（前野兼治君） いたしました。

委員長（南口彰夫君） した今。どこの9条の何項の説明の時にそれをされた。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 10条になりますけども、5ページ、10条は4ページから5ページにわたってございますけども、その5ページの3項のところに明記。

委員長（南口彰夫君） ということなんですすいね。そうすると、前回委員の方から出ちよる意見の中で、現場代理人は業者のほうがかちんと選任して届け出をして配置をすると。常駐しなければならないと。今回議論になっちよるのは、行政側の監督責任なんですすいね。だから監督する職員が、現場代理人が現場に常駐しなければならないということをきちんとして指導するためには、現場監督職員はできる限り常時現場の実態を把握しておかなければならないということがあるのではないかと。そこが監督責任としてあるのではないかとというのが、前回の終わり頃の委員の質問であり、意見だったんです。その辺からこの資料の説明と併せて、執行部側のご意見をまず説明を頂きたい。はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 監督職員の先程の資料の4ページの第9条の2項に監督職員の職務がございます。その中には1に契約の履行について、乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾、協議をすること。それが当初の設計図書でそういう特記等しておれば、また今回については仕様書で解体工事、18年度版の解体工事共通仕様書に準拠するということで書いてありますので、その中に網羅されております。協議事項等があった場合は、監督職員に現場代理人は連絡をして今言いました指示、承諾、協議等をするようになっております。次に(2)の設計図書に基づ

く工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾を  
しうること。今回は解体工事であるために、そういう詳細的なものはほとんど生じ  
ておりません。次に(3)で設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状  
況の検査又は工事材料の試験若しくは検査をすること。ここで今委員長言われまし  
た設計図書に基づく工程の管理等に該当するんじゃないかならうかということと言われ  
ておるような気がするわけですが、この(3)のその意味は、発注時にこの工事全  
般で、発注者としてその工程をきちっと厳守しなければならないものを予めあった  
場合に特記仕様書に明記します。その工程の管理です。当然工期の全体の終わる  
工程管理も、この中に含まれるとして考えております。それで今回監督職員が管理  
不行届き云々については、先程の工程表でもございますが、この工事については監  
理課より2月25日にユウエイさんが決定されたということを確認をしております  
。その後リサイクル法との手続き等がございますために、その時点では予定です  
が、監督職員と請負業者の主任技術者も予定ですが協議をしております。2月の2  
5日時点で、ちなみに金曜日でございますが、リサイクル法の手続き等の関係で協  
議しております。当然その中には工程とかいろんなことも協議の中に入ってること  
になります。3月1日に契約日ということで、先程の工程表を正式にもらったとい  
うことでございます。その中には先程言いました仮設工事で仮囲いが1日の時に確  
認した時に、2、3、4となっておりますので、3日間で仮囲いをされて、その後  
に囲んだところの関係の工事に着手するという工程表になっております。その辺の  
ことを認識して、契約後の3日後の3月4日に、当団地には1工区と2工区の解体  
工事発注しております。そういうこと等ございますので、監督職員と建築係の先程  
言いました組織の中の課長補佐二人で巡回をしたと、3月4日ですね。業者から提  
出された工程表に沿い、仮施工の仮囲いの工程が2日から4日の3日間だったとい  
うこともありますが、全体的なほかの工事も含めて巡回をしたと。よって1日に契  
約をして、工程的なものも確認をしたと。その3日後の4日に現場を確認したとい  
うことで発覚はしたわけですが、当然その期間2日、3日にそういうことのチェッ  
クをすべきじゃないかという言い方もあるわけですが、現実的には莫大な工事を建  
築係で対応をしてます。それとそもそも職務に現場監督という職務は、市の監督職  
員にはございません。現場の安全、工程管理等は現場代理人、主任技術者に任せら  
れ約款にも明記されております。その辺からして、適切な適当な期間に現場管理した

というふうに私のほうは認識しております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、ご苦労さん。はい、お諮りします。只今の報告を受けて委員の皆さんのご意見をお願いしたいと思います。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） この前の時に私も述べたと思いますが、今答弁もいろいろあったのですが、要はこの問題については、張り型枠というものが一番大事なものを怠って工事に着工したと、このことが一番の原因じゃったと思う。その4日の日じゃったか、見に行ってみて、現場行って見て分かって、工程表で行けば4日まで2日から、ということが気がつかれて、市としては当然これはいけないということで、もう工事をストップされたこともよく分かります。この辺は分かりますが、要は工程表というものを出了た時に、いつも現場に監督職員が行くということはなかなか難しいこともあると思いますが、特に大事なことは、この工事の着工して、張り型枠もしちよらんかしちよるかというのは確認は必ず必要であったと思う。我々がその現地に行かんじゃったら、委員会が行かんじゃったら、これは分からんじゃったと思う。というようなことじゃいけない。行ってみて始めて張り型枠がやってないじゃないかということが判明したわけじゃから。その時の対応としては、市としてはきちんと工事を張り型枠をしなさい、それまでは工事をやめなさいと、ストップをかけられたことじゃから、一つも私としては業者としての落ち度もあったが、行政としてもその辺のことはちょっと遅れて気がつかれたということであるので、これはそれからストップをかけられてやられてきたことですから、それを続行しておられんのですから、この辺についてはあまり問題視は私はしておりません。以上。

委員長（南口彰夫君） 河村委員、ちょっと質問整理するためにお尋ねをしたいんですが、ほとんど公共工事、特にこの建設業法、リサイクル法に基づいた工事というのは、私らは素人なんですが、この29ページの工程表ですね、本来なら私も非常に問題視しちよるのは、監督職員と現場代理人のそれぞれの責任の問題なんですが、現場代理人の責任の問題というのは、ここで重く議論する必要はないと私は思っています。そこで監督職員の果たすべき役割という点で行くならば、この工程表で監督職員が仮囲いを少なくとも確認をするのが、執行部の意見では4日の日だということなんですが、通常行政のプロの目から見れば、この何日が確認をするのが適切じゃったのかというのは、何らかのご意見がありますか。はい。

委員（河村 淳君） これについては2日からというふうに工程表では出ておった

わけですが、4日に行って分かったちゅうことじゃから、そら本当言うと2日の日に行って一応確認をするべきであったと私は解釈しちよる。

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございました。そのほか委員の方ご意見があれば纏めて。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 2点ほど執行部に確認したいんですが、今の工程表の中で付属物等の撤去については、4日からということですから、まだ仮囲いを完全にしないでなくても、例えば窓枠とか畳とかそういう一つの撤去については囲いがなくても、とりあえずそこから着手したということについては、市としては何かそれについて異論があるわけですか。それが1点。それからもう一つは、市としては気づいた時点で直ちに工事をストップさせて、そしてそれなりの処置をして再開をさせてるから、何ら工事に関わって手抜きをしたとか、いろいろバッチでどうというようなことも議論されてましたが、そういったことは一切なく、ただ仮囲いしないで工事の着工を確認したので、直ちにストップをかけて、その後はなんら異常はなかったとこう言うことですか。この点を確認したい。2点だけ。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 河本委員のご質問にお答えします。2件ございました。まず工程表24ページ、それときょうお付けしてます39ページ、両方見ていただきたいわけですが、工程表の見方からちょっと言いますと、横軸にカレンダーがあって、3月1日から31日まであって、工期が3月の2日から30日までということ。縦のほうに工種、準備工というのは工事をやるための事前の準備的なもの、いろんな電話、電気関係、水道関係、事前にやっておかなければならない机上のこともありますし、現場のそういうこともございます。一段開いて仮設工とございます。これが仮囲いのことです。先程の39ページにございます仮囲いの断面図、2mもの高さの分をこういうのを黒い線で書いてある縁で書いてありますが、3ブロックに分かれてやってあると。図面を正式に見まして、左側の下は4戸長屋が四つを囲んだ状態で黒い線が引いてあります、これが1ブロック。次に1戸入居者がございます。その次にもう1棟、4戸長屋が1棟囲んでます。上にもう1棟、4戸棟、1棟分を囲んでいます。3箇所仮囲いがあるということをご認識を下さい。そのため仮設工で2、3、4とやって、その下に附属建物等撤去が4日目に重なっております。これは当然出されたときに、監督職員と主任技術者と協議して



ます。仮囲いの3ブロックありますので、済んだところの附属建物撤去等するので、よって仮囲いをされたのちにしか、しりませんよという意味を示しております。次にその後ということで、先程言いましたみたいに、4日に先程巡廻で担当者、担当補佐が回っております。建設観光委員会は急遽3月4日の10時前後だったと思いますが、確認して、私も現場等については100%の認識がないために、すぐ市役所の担当のほうに電話しました。ところが出なくて、それは現地に向かっている最中でした。というのが、巡回でもうはなから見る気であったという状況でございました。私が連絡できないまま委員会のほうに戻ったわけですが、その後私も当然心配ですから、現地を要確認して連絡してくれということで行ったところ、現地では仮囲いができない状態で建物の建具、スチール製の建具があるわけですが、それを取り外して、第三者も入れるような状態で、大変危ない状況であったということで、即座に止めさせて、適度な安全処置をしながら対応したと、中断させたと。その辺の事情も聞きながらやったということで、最終的には工程表で2、3、4、予定しておりましたが、5、6が土日ですが、7、8、9で仮囲いをされるまで解体作業は中断されて、その後は順調にやられまして、最終的には3月の25日あたりに工事が完了しまして、建設課のほうの原課の確認、そして3月30日には監理課の検査を終了しまして、工期内に無事に終わったという状況でございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） そうするといわゆる安全対策、そして契約の中で当然やるべきことを1日か2日ほど早めに工事着工と、こう受け止めると、悪質でしかも全部途中ですか大半が工事をやってしもうて云々となると、大変業者にも責任があるけれども、この100条委員会は行政が業者に対してどういう対応したか、ましてはここで論議された中で、バッチがものを言うて、手心を加えたんじゃないかと、こう言うことまでいろいろありましたけど、市の説明では一切そういった市はきちっと巡回し、そして違法であれば直ちにストップをかけて、そして安心・安全を確保して工事を再開したと。そうすると100条委員会でいろいろ調査をするといっても、市にそれ以上の落ち度がないということになれば、これからどういう方向で進めていくか分かりませんが、市としては何らそういうバッチに対してのもの、それからストップを直ちにかけて、安心・安全を確保して、順調な工事を再開したとこ

う確認していいですか。もう一遍確認します。

委員長（南口彰夫君） 市に落ち度はないというものを誰に確認するんですか。

（発言する者あり）私は落ち度があると思うちよるから。市の見解。

建設経済部長（伊藤康文君） その日の3月4日の建設観光委員会でも、私即断して答弁しました。今回の事件発覚しまして、その後の業者への指導、またその後の今回の不祥事に重く認識し、事実関係を記して始末書等も求めております。また市のほうの体制として先程縷々言いました中で、職務的にも一切行政側に管理不行き届きはないというふうに、その時も今も現在思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今、市としては何ら後ろめたいことはない。きちっとルールに従って、工事推進こういったことで、振り返ってみても業者にきちっと指導もし、そういった手心加えたことがないということが市側にありましたので、私はそれは良としたいと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） ほかに。はい、村上委員。

委員（村上健二君） ちょっと部長に確認しますけど、現場代理人は選任ですわね。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 現場代理人は選任です。業者のほうの現場代理人ですわね。

委員（村上健二君） 主任技術者のほうは選任じゃないわけですか。兼務ができるわけですか。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 非選任です。選任制はいりません。主任技術者はですわね。

委員（村上健二君） 主任技術者は兼務ができる。

委員長（南口彰夫君） 兼務ができるんかと聞きよるぞ。

建設経済部長（伊藤康文君） できます。監理課のほうで。

委員（村上健二君） 現場代理人だけ選任。

総務部監理課長（久保宏二君） 只今、村上委員からのご質問ですが（発言する者あり）監理課のほうでは、現場代理人は常駐、主任技術者については、これは2，

500万未満であれば兼務ができるというふうに解釈しております。

委員（村上健二君） 会社の場合は、現場代理人のほうは金額がこもっても選任いな。選任でしょう。2,500万以下でも選任でしょ。（「そうです。」という者あり）解体工事、一般土木のほうでも主任技術者は一般土木扱い。

総務部監理課長（久保宏二君） 一般土木の場合はですね、500万未満を一応兼務の対象に、2件まで認めております。（発言する者あり）

委員（村上健二君） 現場代理人はどねいこもっても一人じゃないの、選任は。ほか兼務できんわけいね。

委員長（南口彰夫君） 整理して言うていね。（発言する者あり）時間をあげるから、よく調整して発言して。ちょっと調整する間、休憩というか、空気を入れ換えたいと思いますので、しばらく暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時31分再開

委員長（南口彰夫君） それでは委員会を再開いたします。執行部の答弁。はい、久保管理課長。

総務部監理課長（久保宏二君） 先程の村上委員からのご質問でございますが、本工事につきましては、これは常駐になります。先程私が申しましたのは、昨年、一昨年災害等が生じまして、いろんな工事数が非常にたくさん出た。その時点に置きまして、特例としていわゆる一般工事2件まで含めて、これを兼務するということをも認めたと。これにつきましては、美祿市が発注する建設工事の現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱、平成21年12月1日付で発布しております。本件につきましては、これに該当しないということで、常駐ということで考えております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、よろしいですか。ほかに。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先だつての委員会の時にご質問申し上げて、きょう回答頂いたわけですが、委員長それきりにされたんで、発言する場がなかったんですが、幼稚な質問になろうと思うんですね。まず私も昨日の本会議場でですね泥棒呼ばわりされた者ですが、契約書並びに法律、それから金の流れ、このことについて、私もですね若干不適切な会計処理をしたためにですね、ああいう判決頂きました。へり

くつを申して大変恐縮ですが、課長の答弁では元請業者と処理業者が契約をしていますよね。下請業者と処理業者の契約はないんですね。通常ですね法律上は建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律、いわゆる略して建設リサイクル法、この法律の流れからすると、下請に回さない場合は元請から処理業者と契約をする。それから下請業者に契約したときは、下請業者と処理業者が契約すると。従って私がお尋ねしたのはですね、総額1,000万の工事に対して、930万ですか下請工事と契約されてる。ここでもこのお金を支払うと、甲が。こういうふうに書かれてるはずですが、契約書ですから。そしてですね処理業者に対しても、合計400万以上のお金ですね、甲から乙に払うとこう書かれてると思います。契約書というのはそうってますから、違ってたらまた言って下さい。そこで私が申し上げるのは、お金の流れがおかしいという話はしたんですが、お金の流れだけじゃなくてですね、法律上の問題、これに問題があるかないかということをお願いいたします。それからですね、もう一点は安全管理のところ、おそらく毎日にミーティングをするというのが通常の安全管理だろうと思うんですね。それから安全のいわゆる工程打ち合わせ、これも随時やられると思います。現場、さっき村上委員がおっしゃったように、現場代理人が常駐をしてることになれば、これはもう初日からやっておられたはずですよね。にもかかわらず、一部解体が始められたということは、本当に安全管理のこの計画どおりやられたのかどうかということなんですね。そのことについて、市はどういうふうな見解を持っておられるのか。それからもう一点はですね、いくら読んでも分かりにくいのは、請けられた工事業者も大変だと思うんですね。先程もでしたが、建設工事のいわゆる建築工事の請負契約の要項と言いますか、契約内容なんですね。今回は解体工事なんですね。じゃあ解体工事のですね契約書とというものをやる必要があるんじゃないかと、私は思うわけです。何故かというたら、リサイクル法だとか、それからそれ以外にたくさんの清掃法だとかいろんな法律が、建築関係の法律以外に、いわゆる環境省が出してる法律のほうが非常に多いんですね。その中に元請業者の責務、下請業者の責務、処理業者の責務というふうにいるわけがあります。そうすると、この契約書じゃ工事受けられた者も大変だと思うんですね。その辺のご見解を3点ほどお尋ねをしたいと思います。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 竹岡委員の3点のご質問にお答えします。契約の先程、前野課長のほうから説明しましたが、一般的な契約の流れではおかしいということで、うちのほうも若干認識しまして、その辺の調査もかけました。その中には元請と第一下請であります契約の中には、注文請書で契約を交わされたのが分かったわけですが、その中に別途明細という項目はございまして、その中にそういう内容のものを排出業者、処理業者の金額も含めておるということで聞きまして、そこまで行政がおよぶこともなかなか難しいということと、協力会社であるという全体的なこともございます。その辺竹岡委員の言われることは、十分今後には考えなければいけないということで、一点目については思っております。2番目の安全管理につきまして、先程うちの特記仕様書の中には、18年度版の解体工事の共通仕様書がございまして、その中に施工計画書を出すことということで、今回の資料をお見せしたところでございます。その中に日夜安全管理にすることが全てでございます。その辺も含めて、先程工程的なことと言いましたが、3月4日事件発覚後、その辺のことも事情聴取しました。その辺が当然不備であったから、こういうことも生じたというのは伺えるものはございまして、それが全面的な悪意かどうかというのは、その辺のことは見極めがその時点ではしてませんが、一応嚴重に注意ということで対応させて頂きました。その後の内容については、施工計画の中で謳われていることをきちっと対応してやるようにということも言ってますし、それを毎回確認するかごとく、現地に入ってはおりませんが、今回の発覚後は、かなりの回数現地を確認をして、再発防止に努めた状況でございます。そういう状況です。それと解体工事用の契約書についてでございますが、当然発注者行政と元請の間の契約、約款についても、その辺も問題があるかどうかということもございますが、解体について排出事業者とその下請の関係の契約書についてはよろしいんでしょうけど、元請との関係でどうなんかということちょっと今即断のことはできませんが、結果として工事の内容の特記仕様書等整備する必要があるかなと言うふうに今現在は思ってます。全ての回答になってませんが、こういう状況でございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 3番目から行きたいと思うんですが、そうすると執行部のほうは、今後解体工事につきましては、それ専用の契約書に付随したものを作るのが、契約書を変えるかと、こういうお考えがあるというふうに認識してもよろしゅ

うございましょうか。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 契約書については、今現在あれなんです、解体工事というか、かなり特殊性があるということで、仕様書、先程私説明しました中でこの建築物解体工事共通仕様書、これに準拠してやって下さいよというふうに設計書のところに書いております。しかしながら、これ全般的にはもちろん完璧なものではございますが、山口県のいろんなものでよく周知できるような意味合いも含めて、共通特記仕様書を作っておりますので、それを美祢市においても今後こういうことも踏まえながら、しっかりした特記仕様書作りたいというふうに思ってます。それに習い契約書にどう影響するかというのはございますが、契約書については、事前の発注の仕様書の中に新しく作った特記仕様書を準拠の上ということを明記しますし、契約書については今の状態のままで不備なところが今、気づきませんがあれば、変更が生じるというふうに思っております。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それとですね関連をして、おそらく監理課並びに建設課の所管ではあると思うんですが、解体工事に限りですね分別解体をしてそれを再資源化するという流れからすると、環境省の管轄なんですね。そうしますと縦割り行政の中で、美祢市にとってはおそらく環境保健課かどっかになろうと思うんですね。その辺の今回も通達等が来ておりますよね。それらも縦割り行政の中で、果たして建設課に行ってるんかどうか、その辺はどういう認識なのでしょうか。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 竹岡委員のご質問ですが、縦割り行政というふうに言われましたけど、解体工事については県のほうでも、土木建築部のほうで営繕関係で解体工事ございます。その辺で環境省からの通達等も、県経由で、土木建築部経由で、事業課建設経済部関係には一応の周知は図っております。しかしながら、今ご指摘の内容については、今後情報等見ずに対応しなくてはいけないということは十分感じております。一応今までも無いことは無いということをご認識頂ければと思います。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今の部長が答弁されたとおりだと思うんですね、この解体工

事の監督所管は、確かに市は発注業者なんですね、逆に言えば市が。監督関係は県なんですね、所管が。そのことをご認識があるようですから良いですが、今後については市が発注したときに掛かり合ってくるわけですから、例えば民間が大きなビルを解体するということになると、全く関係ないわけですね。若干それは環境課にないとは申しませんが、監督官庁は県であるというふうに私も認識しておりますし、部長と同じなんです。そのことによって、是非今後こうした解体工事を請負工事をお任せになるときは、業者が混乱しないように、何らかの方法できちんと行って頂きたいなということです。それからもう一つはですね、安全管理の時に、部長は悪意があったとは思われんという言い方をされたんですね。私もそのとおり悪意があったとは思ってはおりません。しかしながら、現場代理人が建設業法でも常駐をするということは決められております。安全管理が十分にミーティングなり工程会議がきちんとできておれば、こういう問題起きなかったんだろうと思いますし、その辺の常駐をきちんとしておられたという確認は、行政のほうではとられてるわけですか。

委員長（南口彰夫君） はい、伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 3月4日に先程言いましたとおり、監督職員と上司であります補佐が巡回のために現地に行きました。当然その時点では、現場代理人はおられなかったというふうに私のほうは聞いております。当然それが全ての原因だというふうには思いませんが、その辺も含めて事情をよく聞いて、その後においてはそんなことのないように、また安全に関して再発的なことが起きないようにということで、厳重に注意をした次第でございます。以上です。

委員長（南口彰夫君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 順番を逆から再質問したんですが、最後にお金のことなんですね。これは私事で申し訳ないんですが、私もNPO法人で配食サービス事業委託受けました。そしてやりました。しかしながらご承知のように、NPO法人というのはお金も持ってません、財産も持ってません。いわゆる奉仕目的なんで、そういうものは持っておりません。従って、企業が若しくは行政がバックアップして、お金を足して行かなくちゃあ、やって行けない団体なんですね。そのことで金の流れのことで、今回いろいろと指摘をされました。しかしながらかかった金は一緒なんです。そのことは良いとしまして、それならばそれがいけんとおっしゃるならば、

今回は何故オンブズマン方がここにメスを入れられないのか、僕は不思議でなりません。私じゃったら大変じゃったと思いますよ。やられてるじゃろうと思います。お金が1,000万で、発注者が元請業者に発注した。その元請業者が下請解体工事に対して2業者に下請をさせた。また元請業者が処理業者と契約をした。従って、元請業者が1,400万の金を用意されたのかどうか、その辺もう一点お願いいたしたい。

委員長（南口彰夫君） 答えられる。即答でできるの。協議せんでええ。ちょっと協議したんがええよ。はい、前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 竹岡委員の質問にお答えします。回答になるかどうか分かりませんが、確かに先程もちょっと説明書の中でご説明いたしましたですけども、あの契約書全て足していきますとですね、いわゆる約1,400万ぐらいの金額になります。それで実際には説明の中で説明いたしましたが、下請業者の2社の934万5,000円、実際にはそれとの契約は運搬業者あるいは処分業者等、それとの契約になっておらんわけですが、これは書類上確認したわけではございませんが、元請業者のほうを呼んでですね、この辺につきましては、いわゆる下請業者の2社のほうの934万5,000円の中から、いわゆる運搬費用あるいは処分費用というものが出されておるということで、書類上の部分ではその辺は出てきておりませんが。そういう確認をいたしております。（発言する者あり）

委員長（南口彰夫君） 前野課長、言葉尻を取り上げるわけじゃないけれど、最初言われた回答になるかどうか分かりませんがというのはどういうことじゃるか。回答されたんじゃないん。言わんやった。発言議事録おこそうか。訂正発言するんなら訂正発言をするように。通常の前任委員会と違うからねこれ。部長。部長。前野課長が回答求められたのに、回答になるかどうか分かりませんがといところから入って行ったんよ、認識ある。通常の前任委員会とか特別委員会じゃないからね。訂正発言する。はい、前野課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 先程冒頭言いました件につきましては、取り下げたいというふうに思います。（発言する者あり）最初言いました回答になるかどうか分かりませんがと言った、その部分でございます。

委員長（南口彰夫君） 意味分かった。はい、竹岡委員。



委員（竹岡昌治君） 意味が分かったかと言われたらちょっと困るんですが、いいですか、先程から私は恥を忍んで自分のことも言いながら言ってるわけですね。契約書に書かれてたら指定管理者制度でもこの議場の皆さんがご存知だろうと思うんですね、ゆうすげ苑であろうと、最終処分場であろうと、家族旅行村であろうと、全部契約書に基づいてあそこだと言われてるわけですね、皆。私たちがそう私もそうです。いいですか。契約書からすれば、甲は千四百数十万のお金を用意をしないではいけません。それを呼んで、口頭でどうだこうだと言われても分かりません。残ってる書類は契約書なんです。その辺をどうぞ指導されたり、どういうふうな振り込みをされたのか。契約書通りでないとおかしいでしょう。甲が乙に払うと書いてあるはずですよ。もう一回ご回答願いたいと思います。

委員長（南口彰夫君） よう協議して。ギブアップじゃの。お諮りします。おそらく今の質問に対しては、若干の休憩では整理がつかないと思います。それから契約書に関わるところの資料の請求が必要だと、私は判断をいたします。その資料請求をするということで、委員の皆さんのご同意が得られれば、議長を通じて資料請求に基づいた説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは議長を通じて、今の竹岡委員のほうの質問に基づく説明を口でやりとりをやったところで限界がありますので、きちんと契約書等に関わる、竹岡委員の質問に関わる、何もかも全部出せと言ってるんじゃない。関わるところの資料をよく整理をして、資料提出の基に説明をして頂きたいということ、議長を通じて市長に要請いたしますので、その準備を執行部のほうにして頂きたいと思います。これを持ちまして本日は散会といたします。以上、ご苦労さんでした。

午前10時59分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年9月13日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

南口彰夫